



福岡医発第 1792 号 (地)
令和元年 10 月 5 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

依存症専門医療機関の選定について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

標記の件につきましては、令和元年 5 月 20 日付け福岡医発第 538 号 (地) にて貴会宛てご連絡いたしました。

今般、福岡県保健医療介護部より、別添のとおり令和元年 9 月 27 日付けでアルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症の専門医療機関を選定した旨、連絡がありましたのでお知らせいたします。

同専門医療機関につきましては、福岡県より、選定から 3 年毎に選定要件を満たしているか確認が行われることとなっております。また、医療機関よりの追加申請は随時受け付けられております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

精神保健担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

公印省略

1 健第 1 2 9 0 号
令和元年 9 月 2 7 日

公益社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長

依存症専門医療機関の選定について（通知）

本県の精神保健医療福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、別紙のとおり依存症専門医療機関の選定を行いましたのでお知らせします。

なお、選定医療機関に対しては別紙のとおり通知しておりますので申し添えます。

福岡県保健医療介護部健康増進課
こころの健康づくり推進室 精神保健班
担当：師岡
TEL：092-643-3265 FAX：092-643-3271
E-mail morooka-h5748@pref.fukuoka.lg.jp

元年 9.30

3/26

(別紙)

依存症専門医療機関一覧

No	開設者	医療機関	所在地	対象の依存症		
				アルコール	薬物	ギャンブル
1	医療法人豊司会	新門司病院	北九州市門司区猿喰615	○		
2	特定医療法人天臣会	松尾病院	北九州市小倉南区葛原高松一丁目2番30号	○		
3	医療法人社団翠会	八幡厚生病院	北九州市八幡西区里中3丁目12番12号	○		○
4	医療法人優なぎ会	雁の巣病院	福岡市東区雁の巣1丁目26番1号	○	○	○
5	上村 敬一	うえむらメンタルサポート診療所	福岡市博多区綱場町5-1初瀬屋福岡ビル6F	○	○	○
6	医療法人社団飯盛会	倉光病院	福岡市西区大字飯盛664番地1	○	○	○
7	医療法人富松記念会	三池病院	大牟田市大字三池855番地	○	○	○
8	医療法人社団堀川会	堀川病院	久留米市西町510番地	○	○	○
9	医療法人コミュニテ風と虹	のぞえ総合心療病院	久留米市藤山町1730	○	○	○
10	医療法人和光会	一本松すずかけ病院	田川市大字夏吉142番地	○	○	○
11	医療法人社団翠会	行橋記念病院	行橋市北泉3丁目11番1号	○	○	○
12	医療法人十全会	おおりん病院	大野城市中央1丁目13番8号	○	○	○
13	福岡県知事	県立精神医療センター太宰府病院	太宰府市五条3-8-1	○	○	○
14	医療法人十全会	回生病院	宗像市朝町200-1	○	○	○

様式 2 号

1 健第 1 2 9 0 号
令和元年 9 月 2 7 日

(住所又は所在地)

(医療機関名及び代表者名)

福岡県知事 小川 洋 印

選定通知書

福岡県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱（以下、「要綱」という。）
第 2 条に基づき、下記のとおり専門医療機関に選定することとなったので、要綱第 6 条
に基づき通知する。

記

保険医療機関名称	(医療機関名)
保険医療機関所在地	(住所又は所在地)
対象の依存症	(アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症)
留意事項	・選定の対象となる依存症を明示することで、依存症専門医療機関又は依存症治療拠点であることを公告することができる。 ・要綱第 4 条及び第 9 条の規定に基づき選定の解除を行うことがある。なお、選定基準に適合しなくなった場合は、速やかに辞退届（様式 3 号）を提出しなければならない。 ・専門医療機関にあっては、依存症の診療の実績について、県が指定する治療拠点機関又は県に報告しなければならない。

その他留意事項

1 広告について

依存症専門医療機関は、依存症専門医療機関の選定基準を満たすそれぞれの依存症について、依存症専門医療機関であることを広告することができます。広告への記載にあたっては、診療対象とする依存症を併せて必ず明示してください。

(記載例)

依存症専門医療機関（アルコール健康障害）、依存症専門医療機関（薬物依存症）、依存症専門医療機関（ギャンブル等依存症）、依存症専門医療機関（アルコール健康障害/薬物依存症）、依存症専門医療機関（アルコール健康障害/ギャンブル等依存症）、依存症専門医療機関（薬物依存症/ギャンブル等依存症）、依存症専門医療機関（アルコール健康障害/薬物依存症/ギャンブル等依存症）

2 選定要件の確認について

福岡県依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱第8条に基づき、選定から3年毎に選定要件を満たしているかどうか確認を行います。その際は、本県から改めて確認書類の提出依頼を行いますのでご注意ください。

3 選定基準を満たす研修について

今回の選定にあたっては、次に記載する研修について選定基準を満たす研修と整理しています。今後、変更となる可能性がありますのでご注意ください。

(1) 依存症治療指導者養成研修

①アルコール依存症研修（治療指導者養成研修／相談対応指導者養成研修）

（主催：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）

②薬物依存症研修（治療指導者養成研修／相談対応指導者養成研修）

（主催：国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所）

③アルコール・薬物依存症合同研修（治療指導者養成研修／相談対応指導者養成研修）

（主催：肥前精神医療センター）

④ギャンブル等依存症研修（治療指導者養成研修／相談対応指導者養成研修）

（主催：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）

(2) 依存症医療研修

現時点では対象の研修はありません。

(3) 重度アルコール依存症入院医療管理加算の対象となる研修

①アルコール依存症臨床医等研修

(主催：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター)

②日精協アルコール依存症臨床研修会

(主催：公益社団法人 日本精神科病院協会)

③重度アルコール依存症看護研修会

(主催：一般社団法人日本精神科看護協会)

④アルコール依存症看護師養成研修会

(主催：一般社団法人日本精神科看護協会)

(4) 依存症集団療法の算定対象となる研修

①アルコール・薬物関連問題研修（依存症に対する集団療法に係る研修、アルコール関連問題予防研修）

(主催：独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター)

②認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する集団療法研修

(主催：国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所)

③認知行動療法の手法を活用した薬物依存症に対する集団療法研修

(主催：日本アルコール・アディクション医学会)

④薬物依存症に対する認知行動療法研修

(主催：国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所)